

イギリスの地方選挙についての 一考察（2）

——低い投票率と多い無投票当選とその背景を中心に——

中　村　　宏

- 1 節 この考察のテーマ
- 2 節 地方政府
- 3 節 地方議会（第23巻4号）
- 4 節 地方議員
- 5 節 政党の地方組織
- 6 節 地方選挙制度
- 7 節 立候補者
- 8 節 選挙運動
- 9 節 投票
- 10 節 中間的結論（以上本号）
- 付 資料

4 節 地 方 議 員

(1) 地方議員の人数

地方議員数と議員1人当たりの人口 イギリスの地方議員（第一層の県議会議員と第二層の市・区議会議員）の総数は、約2万6千人である。⁽¹⁾
各県議会の定数は60～100程度、大都市圏の市議会は50～80程度、ロンドンの区議会は60程度、地方圏の市議会は30～60程度である。⁽²⁾ イギリスの各市議会の議員数は、欧米諸国の中でも最も多い。⁽³⁾ イギリスは、1地

方自治体当りの人口も多い。イギリスの総人口は、約5,700万人であるから、約2,200人に1人の地方議員がいることになる。有権者でみると、約1,700人につき1議員になる（ただし、これは、イングランドとウェールズについての数字）。

西ヨーロッパ諸国および日本との比較 西ヨーロッパ諸国では、⁽⁴⁾ 1地方議員当りの有権者数は数百人程度のものである。イギリスは、人口（有権者）当りの議員数が少くかつ1議会当りの議員数が多い。（ただし、第三層の教区《parish or community》の議員を含めれば、人口当りの議員数は、ヨーロッパ諸国と変わなくなる。）

日本は、約1,350人の有権者につき1地方議員であるから、イギリスよりもそれほど少い訳ではない。ただし、⁽⁵⁾ 1自治体当りの平均議員数は、約20人である。

地方選挙との関連 西欧諸国と比べて。イギリスの1議員当りの人口（有権者）が、多いということは、イギリスの地方選挙の投票率の低さを説明していると思われる。フランスの投票率は70%前後、イタリアは85%前後、⁽⁶⁾ スウェーデンは90%前後である。この論文の第1節「この考察のテーマ」で述べたように、イギリスの投票率は40%前後である。他の条件が同じならば、1議員当りの有権者数が少くなるほど投票率は高くなりそうに思えるからである。ただし、イギリスの県議会議員選挙の投票率とそれらの県の市議会議員選挙の投票率は、ほとんど同じである。⁽⁷⁾

日本との比較でみると、イギリスの議員1人当りの人口が、投票率を引き下げているとは考えにくい。大きな違いはないからである。ただし、イギリスの地方選挙は小選挙区で行われており、日本は大選挙区で行われている。選挙制度の違いをどのように考慮するのかが問題である（第6節参照）。

（2）地方議員の職務条件

無報酬の伝統 伝統的には、地方議員は、無報酬の名誉職であった。

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

地方議員の多くは、いわゆる名望家であった。地方議員は、地方税（rate）の納税者によって選挙され、⁽⁸⁾ 地方議員は、地方政府の支出の監督者であった。制度上は財産・所得にかかわりなく立候補できるようになった後も、この無報酬という制度が、低所得者（労働者）層の、地方議会進出を困難にしていたと思われる。

現行の地方議員の手当 現在でも地方議員の手当は極めて低く抑えられている。3/4の地方議員が、1,000ポンド未満の手当（1年間で）しか受け取っていない。⁽⁹⁾ 地方議員は、いわばパートタイマーとしての報酬を与えられているに過ぎない。フルタイムの被雇用者の賃金に近い額を与えられているのは、市議会議長（市長とも呼ばれる）などの重要な役職についている議員のみである。⁽¹⁰⁾

地方議員になれる人 被雇用者が地方議員になるのは、困難である。両立は時間的に困難であり、議員専業では生計が維持できない。自営業者⁽¹¹⁾ の一部、年金生活者、所得の高い家庭の「主婦」などを除くと、地方議員になれる経済的時間的余裕のある人は少いと思われる。地方議員であることは経済的にマイナスであり、彼等は、いわば「ボランティアとしての無報酬の活動」を求められている。⁽¹²⁾

地方選挙との関連 地方議員になれる人が実質的に限られていることは、「低調な選挙参加（低い投票率と多い無投票当選）」の一つの原因になっていると思われる。それは、立候補者の数を少くし無投票を多くするであろうし、投票意欲を高めるであろうような人の立候補を困難にするであろう。

（3）地方議員のイメージ

世話役型と政党代表型——日本との比較 「地方議員のほとんど90%が、全国政党の代表として選ばれている。」⁽¹³⁾ 一方、日本の地方議員の多くは無所属である。また、日本の地方議員の多くは、いわば地域の世話役とみられている。ただし、イギリスの地方議員の多くも、彼等は政党

に所属してはいるが、地域の世話役とみられている。しかし、日本に比べれば、〈政治的な人〉とみられており、この意味での政党代表型の議員が多い。⁽¹⁴⁾

上昇指向型 一部の地方議員は、上昇指向型であると考えられる。下院議員の約1/3が地方議員経験者である。現首相のメジャーもそうである。この約1/3という割合は、日本と余り違わない。

逆に、一部の人々の立候補の動機は、単に社交を求めてであったり、商売上の利益であったり、であるという。こうした動機は日本でもよくみられる。

地方選挙との関連 地域住民の持っている地方議員のイメージが、イギリスと日本とでその投票率の違いを説明するほど異なっているとは思えない。日本と比べて、イギリスの地方議員の評価が低いとも考えられない。そうしたことを示す調査データはない。イギリスでは、日本と比べれば、〈政党代表型〉の議員が多く、ほとんどが政党所属議員である。しかし、イギリスでは、そもそも投票は政党選択として行われているのであり、政党所属議員が多いことが投票率を下げているとは思えない。

(4) 地方議員の議員としての活動時間

全体としての考察 議員としての活動時間は、月平均74時間（1985年）⁽¹⁵⁾である。活動時間は、しだいに多くなってきているようである。およそその目安で言えば、フルタイムの被雇用者の勤務時間の半分ということになる。しかし、日本の地方議員と比べて、活動時間が少いとは思えない。前述のような〈無報酬のボランティア〉としては、よく活動している。

レベルや役職での違い 県議会議員と市議会議員を比べると、前者の方が後者よりも活動時間が長い。イングランドでみると、県議が101時間、市議（shire districts）が58時間である。大都市部の市議（metropolitan districts）は県議と余り変わらない（96時間）。役職でみると、議長クラ

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

スは多く、平議員は少い。⁽¹⁸⁾半数の議会は、常勤職員並の活動時間を持つ議員が1人もいない。⁽¹⁹⁾1人から2人が約20%，3人以上が約30%である。

地方選挙との関連 イギリスの地方議員の活動時間は、日本のそれに比べて特に少いとは思われない。ただし、下院議員に比べれば明らかに少い。もっとも、日本についてみれば、活動時間の少い町村議の選挙の方が、活動時間の多い県議の選挙よりも投票率が高い。

（5）地方議員の資質

低い評価 イギリスでは地方議員の能力は余り高く評価されていない。地方議員は、パートタイムのアマチュアであり、地方政府を動かしているのは、常勤の職員達である、⁽²⁰⁾という見方が一般的であるという。ただし、その能力が実際に低いのかどうかについては見解は分かれているようである。⁽²¹⁾

前述した報酬の面やその他の面からみて、⁽²²⁾地方議員の活動条件は、余りよくない。したがって、能力がある人が立候補しないことや能力のある議員も余り活動できないことは十分に考えられる。地方議員には彼等をサポートする秘書も地方政党組織もない。その結果として、地域住民の評価が低くなっていることも考えられる。

西欧諸国、日本との比較 議員の活動時間についてみると、イギリスは、他の欧米諸国よりも長い。イギリスは週20時間であるが、西ドイツで5から20時間、スウェーデンで8時間、デンマークが15時間、⁽²³⁾フィンランドは2時間、といったところである。活動時間の点からみれば、イギリスの地方議員がとくに低く評価され、投票率が下がらねばならない理由はない。議員の能力あるいはそれに対する住民の評価についての国際比較できるようなデータはみていない。

日本の地方議員がイギリスのそれに比べて高く評価されているとは思えない。日本では地方政府を動しているのは、議員ではなく、首長であると考えられている。あるいは、首長と常勤職員であると考えられてい

る。

地方選挙との関連 イギリスの人々が地方議員に余り期待していないであろうことは理解できる。したがって「低調な選挙参加」も当り前のように思える。しかし、期待と投票率との間に相関があるかどうかは疑問である。スウェーデンの地方議員は週平均8時間の活動時間であるが、投票率は平均90%である。日本の町村議への期待は高くはないが投票率は高い。

(6) 地方議員の社会的属性

全体的特色 地方議員の多くは、新旧中間層（ホワイトカラーおよび自営業者）の中高年の白人の男性である。地方議員の多くは、また、持家であり高学歴である。⁽²⁴⁾ 労働者、青年、有色人種、女性の地方議員は少い。

党派別の特色 保守党、労働党、自民党（あるいは自由党など、現在の自民党につながる各党）の各党ごとの違いは、以下のようなところである。性別については違いはない。年齢については、保守党が高く、労働党は中位で、自民党は若い。職業では、保守党に自営業者や経営者が多⁽²⁵⁾い。所得は、保守党が最も高く、労働党が最も低い。

兼任 地方議員の一部は、第三層の parish or community の議員を兼任している。（日本で言えば町内会の役員を兼任しているようなものかも知れない。）第二層と第一層の地方議員を兼任している議員もいる。⁽²⁶⁾ 市議と県議の兼任である。したがって、三つの議員を兼ねている者もいる。ただし、1973年の地方政府の再編成（地方政府の削減）以前に比べれば、兼任議員は減ったという。⁽²⁷⁾ 第一層と第二層の兼任議員は、地方議員中の13%であるという。⁽²⁸⁾ ただし、フランスのような国会議員を兼任する地方議員はいない。

地方選挙との関連 地方議員の社会的属性の偏りは、一般的に言えば、「低調な選挙参加」の一因になりそうには思える。しかし、この程度の

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

偏りは、多くの国でみられるのではないかと思われる。たとえば、性別や年齢でみると、日本の方がより男性と高齢者に偏っている。兼任が選挙参加にどのような影響を与えるかを判断できるデータはみていない。兼任の多いフランスは、投票率は高いし、兼任が選挙参加の意欲をそいでいるという指摘を見ていよい。

5 節 政党の地方組織

(1) 地方組織の非自立性

政党の中央集権的性格 イギリスの主要な政党は、保守党と労働党である。この二つの政党は、ヨーロッパやアメリカ合衆国の政党の中で、最も中央集権的な政党の中に入る。⁽¹⁾

自立的な地域組織の連合体としての全国的政党という形態も考えられる。例えば、アメリカの共和党と民主党は、この類型に属する。しかし、イギリスの政党は、自民党も含めて、中央集権的であり、党本部に、権限も人的資源も資金も集中している。

選挙区ごとの政党支部 保守党でも労働党でも、その基本的な地方支部は、下院の選挙区ごとに設けられている組織である。この選挙区党組織は、各選挙区で日常的に集票活動を行うべきものであり、自党の候補者を当選させるための選挙マシーンである。この選挙区党組織は、地方政府の行政区画にしたがって設けられているものではないし、地域住民のニーズにもとづいて設けられているものでもない。各地域の党活動家達が、その活動のなかで築き上げていったものでもない。

地方選挙との関連 イギリスの政党のこのような下院選挙への対応を中心とした地方組織のあり方は、イギリスの政党の地方選挙への取組を弱くしているのではないかと思われる。イギリスの地方選挙で選挙運動の中心的アクターは、政党である（この点については8節で詳論する）。したがって、政党の取組が、有権者の地方政治への关心の程度や地方選挙への参加の程度に、大きく影響しているのではないかと思われる。

日本の場合、政党の地方組織——それはしばしば名目的なものであるが——は、地方自治体の行政区画にしたがって作られている。それらは、衆議院選挙の選挙区に対応してきたものではなく、地方行政に対応すべく作られているものである。また、日本の場合、地方選挙の主要なアクターは、政党ではなく、各地域の団体や候補者個人の後援会である。

ただし、アメリカの場合、政党の地方組織の自立性は高いが、地方選挙の投票率は、イギリスよりもさらに低い。

(2) 組織形態と力量

保守党の地方組織 平均50ほどの選挙区党组织が集まって圏域支部を作っている。圏域支部は、その地域の党内の世論と情報を党本部に伝えれる。圏域支部は連絡組織的なものであると思われる。全国党组织は、選挙区党组织の連合体である。全国党组织は、党首の活動を支える。各選挙区党组织の下に、各投票区（それらは通常地方選挙の投票区でもある）ごとの支部がある。各地方政府の行政区画に対応する支部は、通例、その範囲に含まれる下院の選挙区党组织によって構成されている。県は無論であるが、市もしばしば幾つかの下院の選挙区にまたがっている。基本ラインは、党本部——選挙区党——投票区支部であり、それに、圏域支部と各地方政府に対応する支部が付加されているものと思われる。

労働党 労働党の組織形態も基本的に保守党と同じである。ただし、圏域支部には、その労働党に加盟する労働組合組織なども加盟している。市の労働党组织は、選挙区労働党组织の代議員によって構成されている。
基本ラインは、⁽²⁾ 党本部——選挙区党——投票区支部である。

地方組織の力量、専従党員 地方組織の中心である選挙区党组织が一人の専従党員も持たないという状況にある。ただし、この小論での専従党員は、事務的補助的職員を除き、政治活動に専念する有給の党員を指す。保守党でさえそうであり、労働党では大半の選挙区でそうなのである。⁽³⁾ 市の数は、イギリス全体で450ほどであるから、1人の専従党員も

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

持たない市が多いということになる。前述のように、政治活動に専念できるだけの報酬を与えられているのは、市議会の幹部議員数名のみである。この数名が、市議会内の活動も市の党組織の活動も取りしきっているのではないかと思われる。

投票区支部 投票区支部の活動はかなり弱体のようである。日常的な活動はほとんどなく、選挙時のみ活動するというのが実態のようである。マッケンジーが述べているように、一般の党员が日常的に参加できる機会があるのは、この投票区支部の活動のみであろう。⁽⁴⁾しかし、この活動に参加している党员はごく少く、したがって、投票区支部は名目的なものになっていることが多いようである。⁽⁵⁾労働党について見ると、常時活動している党员は、1投票区当り1人にもならないというところのようである。⁽⁶⁾（保守党については、地方組織についての研究文献・論文を見る機会を得ていない。）

財政 地方党組織の財政についてのデータを見る機会を得ていない。党本部の財政状況も悪いのであり、地方組織の財政は逼迫していると思われる。イギリスには、政党への公的助成制度はない。

地方選挙との関連 イギリスの政党の地方組織は、基本的に、下院議員選挙に対応するように作られている。党本部——選挙区党——投票区支部という中央集権的構造は、各地域（各地方政府の行政区画内）での党的活動を困難にしているように思われる。各市の党組織も市議の選挙区単位の支部も、専従党员数や党活動家数にみられるように、かなり弱体であると思われる。政党（その地方組織）が地方政治と地方選挙の主要なアクターなのであるから、それが弱体であることは「低調な選挙参加」の一因となっていると思われる。したがって、にもかかわらず、下院選挙の投票率はなぜ高いのかが問われねばならないようと思われる。

6節 地方選挙制度

(1) 選挙区（小選挙区）

県議選の選挙区 県議会議員の選挙区は、全て小選挙区である。下院議員選挙、県議選、市・区議選、全て小選挙区であり、単純多数（相対多数）で当選者は決まる。つまり、フランスのような2回投票制、オーストラリアのような優先順位付き投票といった制度はない。県議選の選挙区は、divisionと呼ばれている。イングランドとウェールズで選挙区の総数は、約3,700である。

市・区議選の選挙区 市・区議選の選挙区は、⁽¹⁾wardと呼ばれている。ただし、市・区議選の場合は、市・区議の総数約2万1千の小選挙区が設けられている訳ではない。選挙区数は、議員数の約8割、16,000ほどである。一部の議会が部分改選制度をとっているからであるが、このことについては後述する。

北アイルランド地域 選挙は、4年に1回行われ一斉改選である。⁽²⁾選挙制度は、单記移譲式と呼ばれる一種の比例代表制である。選挙区は大選挙区である。なお、ヨーロッパ議会議員の選挙でも北アイルランドは、⁽³⁾单記移譲式の比例代表制である。（イングランド、ウェールズ、スコットランドは小選挙区制である。）

欧米各国の地方選挙制度 各国の市会議員の選挙制度は、以下のよう⁽⁴⁾なところである。

小選挙区制 アメリカ合衆国、カナダ、ニュージランド、オーストラリア

比例代表制 デンマーク、イタリア、ノルウェー、スウェーデン

混合型 フランス、(西)ドイツ

なお、デンマーク、フィンランド、ノルウェーでは選挙は、4年ごとに行われる。ニュージランド、スウェーデンは3年ごと、フランスは5年ないし6年であり、オーストリー、オーストラリア、(西)ドイツでは議会の種類によって異なっている。また、ほとんどの西欧諸国が一斉改

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

選制度をとっているが、イギリス、アメリカ合衆国、オーストラリアの南部、これらの地方議会の一部は、部分改選制度をとっている。

地方選挙との関連 下院議員選挙と地方議員選挙での投票率の違いは、選挙区からは説明できない。どちらも小選挙区制だからである。欧米諸国を概観すると、小選挙区制の国は投票率が低く、比例代表制の国（北アイルランドを含めて）は投票率が高いように思われる。しかし、両者の間の相関は確認されていないという。⁽⁵⁾

日本との比較で考えると、日本の地方選挙のほとんどは、大選挙区制で行われている。大選挙区制では、死票が少く（この点は比例代表制も同じである）、かつ、順位への関心もある。こうしたことは投票率を高めるのではないかとも思われる。

（2）選挙の時期

県議会議員選挙 県議会議員の任期は、4年である。下院と違って、解散の制度はない。したがって、4年ごとに選挙が行われてきている。イングランドとウェールズでは県議選は統一的に行われている。前回は、1993年の5月6日（木）であった（スコットランドは1990年）。

市・区議選 市議会議員およびロンドンの区議会議員の任期も4年であり、解散の制度はない。しかし、県議会と違って、全ての市議会で全議席が一斉に改選されている訳ではない（区議会は一斉改選）。約2/3の市議会は一斉改選制度をとり、約1/3の市議会は、各年に1/3づつを改選する部分改選制度をとっている。⁽⁶⁾ 3年続けて選挙があり、4年目は選挙がない。部分改選の選挙では選挙区の定員は、通例3名であり、1名づつを改選する。したがって、前述のように、選挙区の数は、議員数の1/3になる。⁽⁷⁾ 部分改選制度の評価は分かれているようである。

補欠選挙 県議会でも市・区議会でも、欠員が生じた場合は、補欠選挙が行われる。⁽⁸⁾ 下院の補欠選挙は、平均して年に10回弱である。地方議員数は、下院議員数の40倍近いから、補欠選挙は年数百回になることに

(9)
なる。

なお、この地方議員の補欠選挙は、世論の動きを示すバロメーターとして利用されているという（政権党は、解散の時期を選ぶのに利用する）。

「低調な選挙参加」との関連 部分改選制度が投票率に何らかの影響を与えていていることは考えられる。この制度をとる大都市圏の市議会は総じて投票率が低い。しかし、大都市部は、下院選挙でみても地方圏に比べて投票率が低いのであり、部分改選制度の影響なのかどうかははっきりしない。地方圏の市議会選挙での、一斉改選制度と部分改選制度での投票率の差違については、データを整理できていない。

部分改選制度は、政党地方組織の存続のためのものである、という皮肉な指摘もある。前節で述べたように、地方組織の多くは、選挙時にのみ活動しているようである。4年の休眠は組織にとって危機的であるのかも知れない。

7 節 地方選挙の候補者達

(1) 立候補の法的要件

年令 21歳以上の者が立候補できる。無論性別による制限はない。下院議員選挙の立候補資格と同じである。

居住要件 下院議員選挙と違って居住要件が課されている。つまり、以下のいづれかの条件を満たしている者である。①その地方政府の行政区画内に有権者として登録されている（その選挙区内ではない）。②選挙前の12か月間その区画の住民である。③選挙前の12か月間その区画内の不動産を占有（所有あるいは賃借）している。④選挙前の12か月間その区画内に唯一のないし主たる職業を持っている。居住要件は、選挙区内の居住ではなく、②、③、④の要件によって、かなり緩和されている。

自治体職員の立候補禁止 かつては、かなりの数の地方議員が、近隣の地方政府の職員を兼務していた。こうした兼務は、特に労働党議員に多かった。サッチャー政権は、このよう兼務を法律で禁止した。現行法

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

では、地方政府の職員は、その身分を保持したまま地方選挙に立候補することはできない。⁽²⁾

供託金 地方選挙では供託金は必要ない。立候補に必要なのは、有権者10人の署名のみである。なお、下院議員選挙でも供託金は、500ポンドである。⁽³⁾

「低調な選挙参加」との関連 日本と比べるとより多くの人々に立候補の機会が認められている。年齢からみると4歳早く立候補でき、居住要件も緩やかであり、供託金は全く必要でない（日本でも町村議選挙では供託金はいらない）。イギリスでは、地方政府職員の立候補の禁止の是非が議論となっている。しかし、日本では、公務員の立候補が一般的に禁止されている。しかし、この制限が、労働党の候補者のリクルートを困難にしたであろうことは、理解できる。ただし、それが、投票率の低下や無投票当選の増加を招いたかどうかは、データの上で確認できていない。日本との比較からすると、立候補の要件のなかに「低調な選挙参加」を招くようなものはない。

（2）立候補者

政党の候補者と無所属の候補者 県議選の立候補者の殆んどが政党の候補者である。市・区議選でも多くの立候補者がそうである。彼等の殆んどは政党の公認候補であるが、一部は政党に所属してはいるが無所属で立候補している。⁽⁴⁾

候補者の擁立 候補者の擁立の中心になっているのは政党である。日本の地方選挙によくみられる、候補者自身あるいは他の団体が立候補を決め、政党の公認ないし推薦をとりつけるという形態ではなく、実質的に政党が中心になっている。とりわけ、政党地方組織の幹部が中心になっている。総じて言えば現職優先であるようである。⁽⁵⁾ いわゆる安全選挙区では、党内での候補者選考が、実質的な選挙となる。⁽⁶⁾

立候補者の側からみると、自分の意思で立候補を決めた者は少いよう

である。多くが、党や知人や労働組合、市民団体などに頼まれて候補者となることを了承したということのようである。

候補者擁立の困難さ 自から立候補を目指す人は少く、政党にとって適當な候補者を見つけることは容易ではないようである。⁽⁷⁾ 現職議員は、自分が望めば容易に政党の公認を得て立候補できるようであるが、再出馬をやめる議員が少くないようである。⁽⁸⁾ 前述のように、報酬などの点できちんとした議員活動ができる条件がなく、議員としての活動はむしろ議員本人やその家族に色々なマイナスをもたらしているようである。また、社会的問題に关心のある人々の多くが、政党政治を避けて、市民団体での活動を望んでいるようである。⁽⁹⁾

ただし、結果からみれば、1選挙区当り、平均して3人近い候補者が出ていている（無投票当選の選挙区を除く）。労働党、保守党、自由民主党の3党がそれぞれ候補者を立てている選挙区が多い。小選挙区（無投票にならなければ競争率は2倍を超える）と大選挙区とで条件が違う訳であるが、平均競争率は日本よりもはるかに高い。⁽¹⁰⁾ 無投票当選も1973年の地方政府再編成以後は、それ以前に比べれば大幅に減っている。⁽¹¹⁾ したがって、候補者擁立の困難さは、数の点ではなく、質の確保の点にあるものと思われる。

「低調な選挙参加」との関連 立候補者の殆んどが政党公認候補であり、政党によって選考されて擁立された候補者である。政治は政党がやるものであり、選挙は政党を選択するものであるという意識が地域住民に定着していれば、それが、「低調な選挙参加」を招くとは考えられない。ただし、候補者の質が低ければ、それは、低い投票率を招くと思われる。また、後述（9節）のように、地域住民は、国政レベルと同じように、地方政治の政党化を望んでいないようである。そうであれば、政党主導の候補者選考が低い投票率を招くことは考えられる。

候補者不足がしばしば指摘されている。政党にとって、候補者の擁立、とり分け、質の高い候補者の擁立は困難なようである。それは、「低調

な選挙参加」を招いていると思われる。

8節 選挙運動、メディアの選挙報道

(1) 選挙運動

政党中心 地方選挙についての研究は、これまでに述べてきたように少いのであるが、とりわけ選挙運動を取り上げた研究は少ない。⁽¹⁾しかし、選挙運動の中心が政党であることは確かであると思われる。その政党の各地域での力量は、前述のように、小さいために、選挙運動は低調なものになっている。

日本のような、後援会、町内会等の地域団体による選挙運動、候補者個人が自分の選挙資金を投じての血縁・姻せき、知人・友人を動員する選挙運動は見られない（こうしたことが行われているという記述を見たことがない）。

選挙費用 法定選挙費用は、150ポンド + 3ペニスである（1993年現在）。したがって、有権者8千人（平均的な数字である）の県議選では、 $150 + 0.03 \times 8,000 = 390$ ポンドである。1ポンド=180円で換算すると7万2百円というところである。日本の有権者8千人の県議選であれば、法定選挙費用は、固定額230万円+人数割額51円×8千（人）=270万8千円である。日本の約40分の1である。イギリスの有権者2千人の市議選では210ポンド（37,800円）。日本の市議選（指定市以外の）でなら215万4千円である。したがって、日本の約60分の1である。日本の選挙の感覚からいえば、法定選挙費用は異常に低く設定されている。

選挙運動は、実際に、この法定選挙費用の範囲内で行われている。少くとも一般にそう信じられている。法定選挙費用は全く守られていないと一般に考えられている日本の状況とは正反対である。

選挙運動 下院議員選挙と異なる選挙運動が行われているという指摘はない。リーフレットの配布、戸別訪問、投票動員などが、選挙運動の基本的な型態である。ただし、下院選挙よりは一段レベルの低い不活発

なものようである。⁽³⁾ ボランティアによる選挙運動であれば金はかかるないといっても、前述のような法定選挙費用の範囲内では活発なキャンペーンは困難であろう。

これらの選挙運動の中心は政党であり⁽⁴⁾、それは、地域住民からみれば不活発なものではあるが、政党地方組織にとってはその存続のために重要なもの⁽⁵⁾のようである。

「低調な選挙参加」との関連 各地域での選挙運動がそもそも地方選挙の結果になんらかの影響を与えているのかどうかについて、議論がある。従来の通説的な見方は、〈各地域での選挙運動は選挙結果にほとんど影響を与えていない〉⁽⁶⁾ というものであったようである。しかし、地方議員達自身は、選挙キャンペーンは有益なものだと考えているようである。⁽⁷⁾

地方選挙のキャンペーンは不活発なものである。地方政党組織は、希にしか有効な選挙マシーンとして機能していないのである。⁽⁸⁾ 地方選挙においても、有権者は、そもそも中央政党の評価や中央政治の争点で投票しており地方的要素には影響を受けていないのか、それは単に地方選挙でのキャンペーンが不活発なせいなのかは、現在の段階では断定できないというところであろう。しかし、前者であるとしても、各地域での選挙運動が下院選挙に比べて不活発な分だけ「低調な選挙参加」を招きそうである。また、後者であるとすれば、それは当然「低調な選挙参加」をもたらすだろう。

(2) メディアの選挙報道

量的側面 実証的調査データは見ていないが、印象的には、下院選挙に比べて取り上げ方ははるかに小さい。統一県議選などでも、下院の一補欠選挙よりも報道量は少いように思われる。

質的側面 メディアは、地方選挙を、もっぱら国政上の観点（中央政党の支持率、内閣の支持率、国政上の争点についての国民の世論）から

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

取り上げているように思われる。下院議員選挙でも、メディアの報道は、各党の党首の動きが中心であり、各党の獲得議席数に焦点が当てられている。各選挙での争点や各候補者には余り注意が向けられていない。もともと、各地域の地方紙は、地方政治をあまり取り上げていない、といつ。

地方選挙との関連 メディアの地方選挙の取り上げ方は、下院選挙に比べてはるかに小さい。かつ、メディアは、地方選挙を国政上の観点から取り上げている。下院選挙でも、国民の選挙への関心は、メディアの報道を通して高められているところが大きいと思われる。したがって、このようなメディアの地方選挙の取り上げ方は、「低調な選挙参加」の原因になっていると思われる。

9節 投 票

(1) 投票に関する制度

投票資格 18歳以上の男女に選挙権がある。その選挙区の選挙人名簿に記載されている人に選挙権がある。選挙人名簿への登録は、⁽¹⁾選挙人登録官によって毎年行われている。

投票日 投票日は、通例、木曜日である。ただし、土曜日になることがある。

投票時間 投票時間は、午前7時から午後9時までである。下院選挙は、午前7時から午後10時までである。日本は、地方選挙、国政選挙とともに、午前7時から午後6時までである。

本人による投票所での投票 有権者本人が、投票日当日、投票所に行って、自分で投票するのが原則である。

不在者投票 正当な事由で投票日当日に投票所に行けない有権者は、郵送投票で投票することができる。所定の手続にしたがって、郵送で投票用紙を受けとり、それを返送する。郵送投票が利用できない場合は、当該有権者が代理人を指定し、その代理人が、投票日に投票所で投票す

る。以上が、不在者投票の基本的なやり方である。

記号式投票 投票は、下院選挙と同様に、記号式投票である。投票用紙に、候補者名とともに、住所、職業、政党名等が印刷されている。⁽³⁾

投票所 投票所数についてのデータを入手できていない。市・区議の選挙区ごとに、少くとも一つの投票所があり、その総数は、地方選挙と下院選挙とではほぼ同数ではないかと思われる。したがって、下院選挙と地方選挙の投票率の違いを考える場合、投票所の数は問題にならないと思われる。また、イギリスと日本の投票率の違いを考える場合、有権者数と面積・国土の形態とをコントロールすれば、投票所の数は問題にならないと思われる。⁽⁴⁾

「低調な選挙参加」との関連 下院選挙との比較では、地方選挙は1時間投票時間が短かい。下院選挙は15時間で、地方選挙は14時間だから、地方選挙は $1/15 = 6.7\%$ だけ投票率が低くなる計算になる。ただし、両者の実際の違いは、30%以上である。

日本との比較で考えると、イギリスの方が投票時間が3時間長い。ただし、イギリスは木曜日である。イギリスには郵送投票制度があり、日本よりも不在者投票は容易なように思われるが、実質的には差はないようにも思われる。⁽⁵⁾ イギリスは記号式投票で日本は自署式であるが、このことは、候補者（政党）の選択に影響を与えていた可能性はあるが、投票率には影響していないと思われる。

(2) 投票率

低い投票率 前述のように地方選挙の投票率は、40%程度のものである。⁽⁶⁾ ヨーロッパ諸国の中で最も低い部類にある（4節の註6参照）。⁽⁷⁾

有権者の関心 有権者の地方政治への関心は、中央政治への関心に比べて低い。自分の選挙区の下院議員の名前を知っている人は多いが、自分の選挙区の地方議員の名前を知っている人は少い。イギリスでは、地方自治という考え方が余り受け入れられていないのではないかと思われ⁽⁸⁾ ⁽⁹⁾

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

⁽¹⁰⁾
る。

全体としてみて、地方選挙の投票率は、地域政治への関心よりは、国政への関心に依存しているようである。⁽¹¹⁾ そうであれば、地方選挙の投票率が下院選挙の投票率より低いのは当り前ということになる。

有権者の人口統計学的属性と投票率 年齢からみると若い人の投票率が低く、中高年で高い。性による差はほとんどない。居住年数については、⁽¹²⁾ はっきりしない。⁽¹²⁾ 地方政府および選挙区の人口規模でみると、⁽¹³⁾ 人口の多い地域では、投票率が低く、少い地域で高い。人種については、有色人種の投票率は白人よりも低い。ただし、⁽¹⁴⁾ アジア人の投票率は白人と同じかむしろ高い。

有権者の社会的属性と投票率 職業からみると、自営業者やホワイトカラー層で投票率が高く、労働者階級で低い。持家の有権者の投票率は、非持家の有権者よりも高い。中央政治や地方政治に関心を持っている人で高く、また、政党帰属意識の強い人で高い。

「低調な選挙参加」との関連 有権者の地方政治への関心が低いこと、かつ、その関心も中央政治への関心からきている部分が多いこと、これらのことが「低調な選挙参加」を招いていると思われる。国際比較を可能にするようなデータを見出している訳ではないが、日本の場合、地方選挙には「身近かな選挙」としてのかなり強く、かつ、国政への関心とは別個の関心があるよう思う。

有権者の人口統計学的および社会的属性による投票率の差違は、特にイギリスに特有なものがあるとは思われない。これらは、イギリスの中で、どのような人達の、あるいは、地域の投票率が高いか低いかを説明しているものである。それらは、イギリスの地方選挙の投票率が全体として何故低いかを説明しているものではない。しかし、ヨーロッパ諸国と比べると、地方政府と選挙区の人口規模の大きさ、および、労働者階級の多さは、イギリスの投票率の低さを説明しているようにも思える。

日本との比較では、農業人口と自営業者の少さと、農村的地域の少さが、

一つの要因であろう。

(3) 投票決定要因

国政上の要因、中央政党的要因 投票者がどの候補者に投票するのかは、幾つかの要因によってきまつてくる。最も重要であると考えられているのは、少くとも考えられていたのは、国政上の争点および中央政党への支持・不支持である。つまり、地方的争点、地方政党の活動、候補者自身、これらの評価と無関係に、(中央)政府や(中央)政党への評価によって、投票が決定されている、という見解が一般的である、少くとも、⁽¹⁵⁾ であった。

地方的要因、非政党的要因 近年は、地方的争点、地方政党の活動、候補者個人の評価などが、従来よりは重要になってきたようである。たとえば、1979年の同日選挙（下院選挙と統一市議選）の分析は、とくに農村部でかなりの異党派投票（二つの選挙でそれぞれ異なる政党の候補者に投票している）⁽¹⁶⁾ があったことを示している。有権者は国政上の要因とともに地方的要因（地方政府全体のレベルと選挙区レベル、政党地方組織と候補者個人）をも考慮して投票する方向に向っているようである。⁽¹⁷⁾

「低調な選挙参加」との関連 投票所に投票に行く動機の最も大きなものは、いづれかの候補者（ないし政党）に投票したい、ということであろうと思う。地方選挙での投票決定要因が基本的に国政上の争点や中央政党への評価であれば、それは、「低調な選挙参加」を招くであろう。農村部では、比較的、地方的要因が働いているとすれば、それは、農村部で投票率の高い（都市に比べての）地域が多いことを説明しているようと思われる。したがって、こうした地方的要因が地方選挙で重要なになっていくとすれば、それは、投票率を高める方向に働くと思われる（他の要因に相殺されて、投票率が上らないことはありうるが）。

10節 中間的結論

以下に、イギリスの地方選挙における「低調な選挙参加——低い投票率と多い無投票当選——」の原因となっていると思われるものについての知見を列記する。厳密に言えば、それらは、検証されるべき仮説である。なおこれまでにデータで示してきたように、地方選挙の投票率は、約40%，戦後から今日まで余り変化はない。地域や議会の種別による差は小さい。無投票当選は、1973年の地方政府の再編以前（1945—1972）では、4割をこえている。再編（地方政府数の削減）以後では、1割強である。地域的にみると、イングランドよりもスコットランドとウェールズで多く、都市部よりも農村部が多い。第一層の県議会よりも第二層の市議会が多い。

- (i) 地方政府が二層制をとっていることに「低調な選挙参加」の原因を求める議論がある。しかし、一層制の地域と二層制をとる地域で投票率に差はみられない。（2節の1）
- (ii) 地方政府の人口規模の大きさに「低調な選挙参加」の原因を求める議論がある。しかし、人口規模の違いによる投票率の差は小さく、人口規模拡大以後（再編後）、無投票は大幅に減っている。ただし、この議論は、ヨーロッパ諸国との比較では成立つ。ただ、日本との比較では成立たない。（2節の2、4節の1）
- (iii) 地方政府の権限の小ささに「低調な選挙参加」の原因を求める議論がある。下院との比較では、一応説得力がある。しかし、各種の地方政府ごとの権限の大少と投票率の間に、相関はみられない。日本との比較で考えると権限と投票率とは関係していない。（2節の3）
- (iv) 政策決定における議員の役割の小ささ（下院と比べての）に「低調な選挙参加」の原因を求める議論がある。イギリスの国政との比較でみる限り、説得力をもっている。ただし、日本のような首

長制の下での地方議会に比べれば権限は大きく、「低調な選挙参加」にはつながらない。(3節の2, 5)

(v) 報酬等の面で地方議員になれる人が限られていることは、「低調な選挙参加」の原因となっていると思われる。それは、無投票を多くするであろうし、有権者の投票意欲を高めるような人の立候補を困難にしていると思われる。(4節の2)

(vi) イギリスの地方議員は、日本に比べれば、政党代表型が多いが、イギリスでは選挙は政党がやるもの、政党を選ぶものという意識が定着しているのであるから、このことが「低調な選挙参加」を招くとは思えない(政党中心の下院選挙の投票率は高い)。(4節の3)

(vii) 地方議員の活動時間は、月70時間ほどのものであり、彼等はいわばパートタイマー議員である。(4節の4)

(viii) 地方議員の「低い能力」に「低調な選挙参加」の原因を求める議論がある。「低い能力」というよりは、地方議員の権限の小ささ(iii, iv)や活動条件の悪さ(v), 活動時間の少さ(vii)に、「低調な選挙参加」の原因を求ることはできると思う。ただし、下院との比較からであって、国際比較として成立つかどうかは別である。(4節の5)

(ix) 地方議員の社会的属性に偏りはあるが、どこの国にも見られる程度のものと思われる。「低調な選挙参加」を招いているとは思えない。(4節の6)

(x) 政党的地方組織は、基本的に下院選挙のためのものであり、その地方政治・地方選挙への取組は弱い。このことは、「低調な選挙参加」の原因となっていると思われる。(5節の1)

(xi) 政党的地方組織は、かなり弱体であると思われる。この政党的地方組織が、地方選挙の主要なアクターである。このことは「低調な選挙参加」の原因となっていると思われる。(5節の2)

(xii) 地方選挙も下院と同じく小選挙区で行われている。ヨーロッ

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

ハ諸国では比例代表制が多く、日本は大選挙区中心であるが、選挙区と投票率との関連は必ずしもはっきりしない。（6節の1）

(xiii) 一部の地方議会は部分改選制度（3分の1づつ3年に分けて改選する）をとっている。この部分改選制度は「低調な選挙参加」の原因になっているという議論がある。この制度をとる地域（都市部）は投票率が低い、この制度は、政党地方組織の存続のためにある、という皮肉な指摘がある。（6節の2）

(xiv) 立候補の法的要件のなかに「低調な選挙参加」を招くようなものはない。ただし、地方政府職員の立候補禁止がとくに労働党の候補者擁立を困難にしたという議論がある。（7節の1）

(xv) 立候補者のほとんどは、政党公認候補である。のこと自体は必ずしも「低調な選挙参加」の原因にはならないと思われる（vi参照）。しかし、政党にとって、候補者の擁立、特に質の高い候補者の擁立は、困難なようである。この「候補者不足」は、「低調な選挙参加」の原因となっていると思われる。（7節の2）（この困難さの原因としては、iv, v, xiなどが考えられる。）

(xvi) そもそも選挙キャンペーンが「選挙参加・投票率」に影響を与えていたかどうかについての議論がある（後述xix, xx参照）が、いずれにしても、選挙キャンペーンは不活発である。それは、政党の地方組織の弱体さ（xi）とともに、法定選挙費用が極めて低く抑えられていることに原因があるように思われる。（8節の1）

(xvii) メディアの地方選挙の取り上げ方は小さく、かつ、国政上の観点からのものである。このことは「低調な選挙参加」の原因になっていると思われる。（8節の2）

(xviii) 投票制度の中に「低調な選挙参加」の原因となるようなものはない。（ただし下院選挙に比べて投票時間が1時間短かい。）
(9節の1)

(xix) 有権者の投票行動についてみると、有権者の地方政治への関

心が低いこと、その関心も中央政治への関心からきている部分が多いこと、これらのことが「低調な選挙参加」の原因となっていると思われる。

ヨーロッパ諸国と比べた場合、労働者階級の多さ、農村的地域の少さは、「低調な選挙参加」の原因になっていると思われる。(9節の2)

(xx) 投票者は、地方選挙でも、基本的に国政上の争点や政党本部への評価で、投票を決めていることが多い。このことは、「低調な選挙参加」の原因になっていると思われる。ただし、近年、地方的争点や候補者個人の要素が重要性を持ち始めている、という指摘がある。(9節の3)

〔以上〕

註

4節

(1) この小論は、1985年のいわゆる Widdicombe 委員会の調査結果に多くを負っている。この1985年における各種議会の議員数は下記のとおりである。

	政府数	議席数
イングランド		
大都市圏県議会	7	693
(地方圏)県議会	39	3,096
ロンドン区議会	33	2,075
大都市圏市議会	36	2,481
(地方圏)市議会	296	13,433
ウェールズ		
県議会	8	578
市議会	37	1,503
スコットランド		
県議会	12	520
市議会	53	1,153
合計	521	25,531

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

(The Municipal Year Book 1985による)

(2) 以上の数字は、CLAIR REPORT 052 (Aug. 1992) 「英国の1992年総選挙および統一地方選挙」(自治体国際化協会) p.20にもとづいている。このリポートは、イギリスの地方選挙についてのわかり易い紹介である。

(3) 市議会議員の定数は、以下のようなものである。左端は、1地方自治当りの人口である。

イギリスとウェールズ	28~120	122,740
スウェーデン	31~ 80	29,527
イタリア	15~ 80	6,717
西ドイツ	15~ 80	2,694
ノルウェー	15~ 45	8,891
デンマーク	13~ 85	17,963
アメリカ合衆国	3~ 50	12,000
オーストラリア	9~ 12	14,125
フランス	6~ 49	1,320
ニュージーランド	6~ 25	7,980

The Conduct of Local Authority Business, vol.IV: Aspects of Local Democracy, chapter 5: Local Government Abroad (*Michael Goldsmith and Ken Newton*) pp.141-2. (なおこの4巻からなる調査報告書は、調査委員会の委員長の名前をとって、Widdicombe Reportとして知られている。)

(4) デンマークでは1,000人を少し超えているが、スウェーデンでは約120人である。多くの西欧諸国では、250人から450人というところである。
Cf. *ibid.*, p.140.

(5) 1989年10月1日現在の日本の地方議員総数は、66,846人、自治体数は、3,306、有権者数(1990年2月18日現在)90,322,908人。

(6) 欧米諸国の地方選挙の投票率は、以下のようなところである。

	範囲	平均
カナダ	25~40%	33
デンマーク	75~85%	80
フランス	65~75%	70
イタリア	80~90%	85
ニュージーランド	40~67%	53
スウェーデン	80~98%	90
アメリカ合衆国	15~40%	25

Cf. The Conduct of Local Authority Business, vol.IV, p.146.

アングロ・サクソン系諸国の投票率は、総じて低い。オーストラリアも

強制投票制を採用していない地方選挙の投票率は低い(平均35%, Cf. ibid., p.146)。

このような投票率の差異が何によって生じているのかは明らかでない。国際比較からすると、〈政治的疎外が投票率を低くする〉という仮説も、〈政治的満足が投票率を下げる〉という仮説も、ともに検証されていない、という。Cf. D. Glass, Squire, Peverill and R. Wolfinger, "Voter Turnout: An International Comparison", *Public Opinion*, January 1984.

(7) たとえば、1973年のイギリスの県議会議員選挙の平均投票率は、42.6%である。同年の市議会議員選挙の平均投票率は38.6%である。Cf. Tony Byrne, *Local Government in Britain*, 1986, pp.102-103, Table 6. Local government elections.

(8) Kingdom は、次のように指摘している。「かっての地方選挙においては、地方議員は、サービスの提供者というよりも、地方政府の支出の監視人とみなされていた。したがって、投票権は支払っているrateに応じて与えられており、富者は6票も行使できたが、rateを払っていない者は、実際上選挙権を与えられていなかった。この条件は、それが下院選挙では廃止された後も長く残った。」 John Kingdom, *Local Government and Politics in Britain*, 1991, p.92. 地方選挙で実質的に普通選挙制度が導入されたのは、第2次大戦後である。

(9) 1984年度(1年間)の地方議員の手当の総額の分布は、以下のようなものである。

£0	12%
£0 ~ £999	63%
£1,000~£1,999	15%
£2,000~£2,999	5%
£3,000~	5%

地方議員全体の平均は852ポンド、イギリスで728ポンド、ウェールズで1,057ポンド、スコットランドで2,112ポンドである。

Cf. *The Conduct of Local Authority Business*, vol. II, pp.133-146.

(10) Kingdom は、以下のように述べている。「地域のデモクラシーは、地域住民の代表に尊敬をもたらさないような文化によって軽んじられている。地方議員の報酬以上にこの問題をはっきり示しているものはない。」 J. Kingdom, op. cit., p.133.

Kingdom はまた以下のように述べている。「地域のデモクラシーの最も重要な担い手であるにもかかわらず、地方議員が多くの障害の下で活動しているのは明らかである。それは、この高度に中央集権化されたエリート主義の国においては、驚くことではない。……エスタブリッシュメント

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

は、地方政府をアキレス腱とみなしてきた。」

ただし、報酬の点からみれば、幹部議員にのみフルタイムの賃金が与えられ、他の議員にはパートタイマーとしての賃金が与えられるのは、欧米諸国にかなり共通したものであるようである。Cf. *The Conduct of Local Authority Business*, vol. IV, pp. 142-143.

(11) 戦前においても、地方議員には自営業者が多かった。Jonesは、1930年代の地方議員の半数は、小売店主、居酒屋店主か商売人であった、と述べている。Cf. G. W. Jones, *Borough Politics*, 1969.

Gyford は、「高い失業率がより多くの救済支出を求めていた時代にあって、彼等自営業者の利益は、rate を低く押えることにあった。」としている。J. Gyford, S. Leach and C. Game, “The Changing Politics of Local Government,” 1989, p.14.

(12) 本論で述べたように、地方議員の月平均活動時間は、74時間であるが、そのうち手当が支給されているのは、25時間分である。G. The Conduct of Local Authority Business, vol. II, p.89. 詳細は、ibid., pp.54-63 (6. Patterns of Remuneration)

(13) J. Gyford *et al*, op. cit., p.41. この著作の基本的テーマは、地方政治の政党化である。Gyford等は、イギリスの地方政治の一つの基本的傾向が政党化であることを明らかにしている。なお、「全国政党」の原語は、“nationally-based political parties” である。具体的には、保守党、労働党、現在の自由民主党の三党である。この三党は、全国規模の政党であり、かつ、基本的に中央集権的に運営されている。

Gyford 等は、各年の Municipal Year Book にもとづいて次のように算出している。

1. 半数以上の議員が政党所属の議会の割合

1955年	1971年	1974年	1986年
43%	51%	77%	85%

2. 政党所属の地方議員の割合（1986年）

地方議員総数	24,494人	(他に欠員93)
保守党	9,029人	36.9%
労働党	8,704人	35.5%
連合系(自民党)	3,091人	12.6%
その他の政党	1,174人	4.8%
無所属	2,496人	10.2%

Ibid., pp.24-25, 28-29, 30-31の各表から算出。

(14) 阿部四郎とストックウィンのイギリスの地方議員と日本の地方議員との比較調査には、議員の役割イメージについての項目がある。ここではそ

れを〈政治屋型〉と世話役型を主とする〈非政治屋型〉とに大別してみることにする。日本では、9割以上が〈非政治屋型〉になるが、イギリスでも8割近くが〈非政治屋型〉になる。この型の半分が〈世話役型〉である。(他は、指導者型、有力者型、調停役型、ウォッチドッグ型) 阿部四郎, J. A. A. ストックワイン「日本と英國の地方議員」『レヴァイアサン』(3号1988秋) p.159, 表14参照。併せて、阿部四郎「地方政治家の政治志向——日本と英國の比較——」『法学』(51巻1号) 参照。

- (15) Cf. *The Conduct of Local Authority Business*, vol. II, p.42. 内訳は以下のようなところである。

議会（委員会を含む）の出席	21時間
その準備	18時間
その往復	7時間
党活動	5時間
その他（有権者との接触、会合への出席など）	23時間

- (16) 1964年の政府調査では月平均52時間、1976年のそれでは79時間である。ただし、質問の仕方は完全に同じではない。Ibid., p.42. 1986年の Widicombe 調査に対して85%の地方政府が、地方議員がその活動に当てることを求められている時間は、近年、明らかに増加している、と回答している。Ibid., vol. I, p.52.

- (17) Cf. ibid., vol. II, p.43. 地域別にみて、イングランドとウェールズで差はないが、スコットランドで活動時間が多い。なお、スコットランドは議員報酬も他の地域よりは高い。

- (18) Cf. ibid., p.44. この調査によれば、幹部議員で93時間、平議員で64時間（月平均）である。

- (19) Cf. ibid., vol. I, p.66.

- (20) Kingdom は、19世紀以来、地方議員の能力は低いという見方が、広く受け入れられており、この見方は、戦後の政府の地方政治についての調査報告のなかにくり返し表われていることを指摘している。例証として、「地方議員達は、複雑な問題は何一つ理解できない。」「彼等は、複雑な財政上の事柄になると途方に暮れてしまう。」という Maud 委員会報告の一文を引用している。J. Kingdom, op. cit., p.127. J. Maud を委員長とする政府委員会は、報告書 “The Management of Local Government” を1976年に公表している。

- (21) Kingdom は、「虚飾をはがしてみると、地方議員の能力に対する批判は、労働者階級の参加への中産階級の恐れであるように思われる。」と述べている。Kingdom, op. cit., p.127.

- (22) たとえば、全議員共用の秘書サービスもない議会が半数以上 (55%)

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

を占めている。J. Gyford et al, op. cit., pp.90-91. Association of Councillors, Support Services for Councillors (いわゆる Thomas Report), 1982. にもとづいている。

(23) The Conduct of Local Authority, vol.IV, p.142. (IULA, The Local Council, 1983, pp.43-46)にもとづいている。

(24) 1985年での数字は以下のようなところである。

1.職業	地方議員 ^{*1}	労働人口			
専門職	9%	3%			
雇用者と経営者	32%	11%			
ホワイトカラー	28% {上18 下10	27% {上 9 下18			
労働者	21%	47%			
その他と非回答	11%	10%			
2.年齢					
34以下	~44	~54	~64	65以上	
	7%	19%	25%	27%	22%
3.性	男性81%	女性19%			
4.居住型態					
	持家	公営住宅	民間借家		
地方議員	85%	10%	4%		
全人口	57%	32%	11%		

The Conduct of Local Authority Business, vol. II の各表から作成。
学歴については Table 2. 8, 所得については Table 2. 10を参照された
い。

※1 現在または過去10年間についての職業。

(25) 党派別比較, 地域, 県議会・市議会等による比較については, Cf. ibid., chapter 2 and 3.

(26) Stewart は, 大都市地域の調査にもとづいて, この地域での市議を兼ねる県議は, 少い県で13%, 多い県で59%であるとしている。Cf. J. D. Stewart, The Politics of Local Government Reorganization' in K. Jones (ed.), The Year Book of Social Policy in Britain 1973, 1974.

(27) Cf. The Conduct of Local Authority Business vol. I , p.70. 同レポートはまた, この兼任は, かつては, 二つの地方政府を結びつける有益なものと考えられていたが, 次第に望ましくないものと考えられるようになってきている, としている。

(28) Cf. ibid., vol.II, p.36. 当然のこととして県議で多く, 市議で少い。この13%という数字は, 1976年の Robinson 委員会による調査での

数字と同じである。

5 節

- (1) Kingdom は、以下のように述べている。「主要政党の地方組織は、中央政治を動かす強力な（本部——引用者）組織の単なる付加物に過ぎない。」(Kingdom, op. cit., p.106.) しかし、一方で、Kingdom は、その地方組織が地方政治と地方選挙での主要なアクターであることを指摘しているのであり、「多くのテキストが、政党の地方組織を無視してきたことは驚くべきことである。」(Ibid., p.107.) と述べている。Kingdom によれば、地方政治に政党は有害であるという見方が強くあるという。しかし、イギリスの政党は、中央集権的なのである。「労働党にあっては、中央執行委員会があらゆる権限の源泉であり、地方組織を規律する権力を持っている。」「保守党中央本部——それは党首によって指名される幹事長（Party Chairman）によって率いられる一は、労働党中央執行委員会ほどには中央集権的権限を持たない。」ただし、労働党との対抗上、保守党でも中央本部の権限は一層強まっている、という (Ibid., p.107.)
- (2) Green は、ニューカッスル市の労働党组织とその活動状況を以下のように述べている。党组织は、三つのレベルから構成されている。第一は、下院の選挙区党组织である（同市は幾つかの選挙区にまたがっている）。第二は、下院の投票区単位の組織である。それらは、同時に、市議選の投票区でもある（市議選では、通例、1選挙区に投票所は1ヶ所、つまり、選挙区=投票区ではないかと思うが、確認できていない）。第三に、下院の各選挙区党组织からなる市の党组织である。この市組織は、80人の代議員からなる総会によって構成される。総会は、年に4回ないし6回開かれる。参加者は、1/3程度であるという（ただし、1970年代後半）。市組織は、日常的に活動しているものではなく、むしろ名目的なものようである。Cf. D. G. Green, Power and Party in an English City, 1981, chapter 2 & 3.
- (3) Clarke 等によると、623の選挙区労働党的専従党員数は、1970年には160人であったが、1977年には87人に減少した。Cf. B. Clarke, A. Humphris, and C. James, The Reasonable Agenda, 1977.
- (4) 註(1)でふれたニューカッスル市は次のような状況である。1960年の終りまでは、1人のフルタイムのオルガナイザーがいたが、その後は、ボランティアが市の党组织の書記となった。その後は、下院の選挙区党の書記が兼任した。この書記は、地方議員も兼任している。Cf. Green, op. cit., p.25.
- (5) 労働党の公式報告は、以下のように述べている。「地方の党组织は、

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

数人の個人によって支配され、地方議員達の活動はその地方支部に十分な責任を負うものでなくなっている。」 Labour Party, *Conduct of the Labour Party in Local Government*, 1975. paragraph 1. 1.

(6) Cf. R. T. McKenzie, *British Political Parties* (2nd ed.), 1963, p.547.

(7) ニューカッスル市の労働党の場合、1年に1回でも投票区支部の集会に参加したことのある党員は、1/5程度であろうという。Cf. Green, op. cit., p.28. 「大部分の投票区支部は、1人か多分2人の努力によって活動しつづけている。」 Ibid., p.28. Foresterは、労働党の個人党員のなかで活動家と言えるのは、1/10以下であろうとしている。Cf. Forester, *The Labour Party and Working Class*, 1976, p.112.

(8) 労働党の個人党員数は、1990年で、311,152人である（労働党中央執行委員会報告による）。市・区議選の選挙区数（下院選挙の投票区数とほぼ一致すると思われる）は、約16,000である。したがって、市会議員の1選挙区当り19人である（選挙区数については6節）。

Seyd と Whiteley の労働党の個人党員についての調査は以下のようないデータを提供している（調査時期は1989年から1990年）。

〈党活動に費す月平均時間〉

0	50%
5時間未満	30%
5~10時間	10%
10~15時間	4%
15~20時間	2%
20時間以上	4%

(P. Seyd and P. Whiteley, *Labour's Grass Roots*, 1992, p.88.) したがって、8割の党員が、月に5時間未満しか党活動をしていない訳である。月20時間以上する党員は約1万2千人ということになる。労働党の地方議員数が約1万人ほどであるから、他は2千人程度ということかも知れない。市・区議選の選挙区数が約1万6千であるから、1選挙区当りの活動家（月20時間以上活動）は、0.8人程度ということになる。

彼らの調査によれば、50%以上の党員が〈しばしば〉参加したと答えている活動は次の3つである（選択肢は、〈Not at all〉〈Rarely〉〈Occasionally〉〈Frequently〉の4つである）。

〈自分の家に選挙ポスターを張った〉〈党的請願に署名した〉〈選挙でリーフレットを配った〉。逆に、選挙時の戸別訪問に全く参加しなかったと答えている党員が34%いる。Cf. ibid., p.95.

6節

- (1) Kingdom は、地方選挙の選挙区について興味深い指摘をしている。
「保守党は、かつて、小さな古くからの地域を一つの選挙区として残すことに成功してきた。実に、選挙区は、有権者数だけではなく、rateを課しうる総資産額にも基づいていたのである。それは、少数の富裕な人々が1人の候補者を選出できるということを意味していた。選挙区の境界の線引きは、内務大臣に助言する権限を持つ地方政治家に、ゲリマンダリングの機会を与えつけた。」Kingdom, op. cit., pp.92-93.
- ただし、この地方政治家の助言の権利は、1972年の地方政府法で廃止された。現在は、選挙区の区画設定は、独立機関である「地方政府境界委員会 Local Government Boundary Commission」の権限となっている。
- (2) 有権者は、各候補者に自分の選好にしたがって、1, 2, 3……の順位をつける（記号式投票である）。当選基數を超えた候補者は当選となる。当選基數は、有効投票 ÷ (定数+1) +1 である。その候補者の余分の票（得票－当選基數）は、有権者の指定にしたがって他の候補者にまわされていく。各候補の得票の計算方法はかなり複雑である。Cf. Dick Leonard, Elections in Britain Today, 1991, pp.148, 220-222.
- (3) Cf. Ibid., pp.151-152. なお、ヨーロッパ議会議員選挙の投票率は極めて低い。イギリス全体で、1978年が31.8%，1984年も31.8%，1989年が35.9%である。ただし、北アイルランド地域はやや高い。1978年が55.6%，1984年が48.2%
- (4) Cf. The Conduct of Local Authority Business, vol.IV, p.144.
- (5) Cf. I. Crew, "Electoral Participation" in D. Butler et al, Democracy at the Polls, 1981.
- (6) イングランドとウェールズでは、216市議会が一斉改選制度をとり、大都市圏域の全36市議会と地方圏の117市議会が、部分改選制度をとる。部分改選制度の下では各選挙区の定員は3名であるが、各年に1人づつを選挙する。CLAIR REPORT 52 「英国の1992年総選挙および統一地方選挙」（自治体国際化協会）pp.18-19.に、地方選挙の今後数年間の予定についての解り易い紹介がある。地方圏の市議会は、いづれかの制度を任意に選択できるものとされている。Cf. T. Byrne, op. cit., p.94. なお、イングランドの parish の選挙は、全て4年ごとの一斉改選である。スコットランドの community の選挙は、多様であるという。Cf. ibid., p.95.
- (7) Widdicombe 委員会の調査によると、回答者（有権者）の47%が一斉改選制度を支持し、44%が部分改選制度を支持している（残りはD K）。Cf. The Conduct of Local Authority Business, vol. III, p.90. なお、同調査の他の質問項目で、回答者（有権者）の39%が、地方選挙への強制

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

投票制の導入に賛成している。

研究者のなかには、部分改選制度に対する厳しい批判がある。Byrneは以下のように述べている。部分改選制度は、有権者に欲求不満と失望を与えており、「この欲求不満と失望を別にしても、有権者は、この制度のために困惑させられ、また多分、度重なる選挙のために興味をそがれてしまっている。」 Byrne, op. cit., p.95.

(8) 第2次大戦後(1945)から1987年の総選挙までの補欠選挙の総数は371回である。年平均8.8回になる。(Pippa Norris, British By-Elections, 1990, Appendix: Post-War By-Election Results for Major Parties から算出)

なお、下表は、各総選挙間における補欠選挙の平均投票率である。総選挙の投票率は、1945~50にあっては50年の（以下同）平均投票率（補欠選挙が行われた地域の）を示す。

	補欠選挙	総選挙	
1945~50	61.9%	71.9%	
1951~55	59.0%	81.1%	
1955~59	63.8%	76.1%	
1959~64	64.0%	78.6%	
1964~66	64.4%	76.2%	
1966~70	62.3%	74.8%	
1970~74.2*	56.4%	68.5%	* 1974年は2月と10月、2回総選挙
1974.10~79*	56.5%	69.9%	があった。
1979~83	56.2%	70.8%	
1983~87	63.1%	73.4%	

(9) 1991年における地方議員の補欠選挙数は、168回である（ただし、無投票当選を除く）。British Elections and Parties Year Book 1992, p. 226による。

死亡、辞任等（正当な理由なく6ヶ月以上議会を欠席すると議席を失う）の理由で欠員が生じると補欠選挙になる。ただし、通常選挙の半年以内は、定数の1/3以上の欠員が生じない限り、補欠選挙は行われない。Cf. Byrne. op. cit., p.354, fn. 3.

(10) Cf. D. Leonard, op. cit., pp.148-150.

(11) 地方圏の市議会選挙での投票率について以下のようないデータはある。

1983年	1984年	1985年	1986年	1987年
45.6%	40.2%	選挙なし	41.9%	47.8%

1983年と1987年は、一斉改選の市議選の年である。1984年と1986年は、部分改選の市議選のみである。したがって、部分改選の方が投票率が低いと

思われる。ただし、1983年と1987年にも一部の部分改選の市議選が行われており、これらの年の投票率にはその投票率も含まれている。また、部分改選をとる市議会は、比較的都市的な地域に多い。(データは、F. W. S. Craig (ed.) , British Electoral Facts 1832-1987, 1989, p.130 Table 12.01 Turnout at Local Government Elections (England) 1945-1987による)

- (12) Cf. Byrne, op. cit., p.95.
- (13) ただし、県議会や下院の選挙がありうる。大都市圏の市議会の場合は、一斉改選制度をとると、その4年間に下院の選挙がなければ、全く選挙がないことになる。parish の選挙を別にしてであるが。

7節

- (1) 国籍要件としては、英國市民および英國に居住する英連邦市民またはアイルランド共和国市民であることである。
- (2) Kingdom は、この地方政府職員の立候補禁止について次のように述べている。「この制限は、労働者階級と下層中産階級を罰することができるものである。彼等の多くは、地方政府に雇用されているからである。一方で、不動産業者や他の地方実業家の立候補には何の障害も設けられていない。彼等は、議員になることによって多くを得るかもしれない。」Kingdom, op. cit., p.94. Local Government and Housing Act 1989 は、年に、13,500ポンド以上の報酬を受け取っている地方政府職員の立候補を禁止した。
- 1985年の政府調査によれば、地方政府職員との兼務議員がいる地方政府の2/3が「問題はなかった」と答え、「問題があった」と答えているのは1/3である。Cf. The Conduct of Local Authority Business, vol. I , p.68.
- (3) 従来は、150ポンドであったが(Cf. Representation of the People Act 1983 (chapter 2), p.149.), 1985年の改正で、500ポンドになった(Cf. Representation of the People Act 1985 (chapter 50), p.50.). この10万円ほどの供託金を「立候補を禁止するほどに高い供託金」(Kingdom, op. cit., p.99.)とする表現は、〈選挙は金をかけないもの〉というイギリスの常識と〈選挙は金のかかるもの〉という日本の常識との違いを示しており、興味深い。なお、1985年の改正で、供託金の没収点は、従来の有効投票総数の1/8未満から、1/12未満に引き下げられた。
- (4) 立候補者の党派別構成についての正確なデータは入手できていない。当選者については、例えば1993年5月の統一県議選については、この小論の第三節の註(6), (7)を参照されたい。

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

当選した議員についてみると、85%が政党公認候補である。約5%は、政党に所属するが無所属で立候補している。純粋の無所属は約10%である。

Cf. *The Conduct of Local Authority Business*, vol. II, p.38.

- (5) Kingdom は、次のように説明している。「現在、政党がその（立候補者擁立——引用者）過程を支配している。比較的少数の候補者が無所属として立候補している。各選挙区での候補者の選出は次のようなものである。そのプロセスは、ときにはその選挙区の全党员が参加するが、しばしば地方組織の幹部によってコントロールされている。安全選挙区ではそれは実質的には議員の選出となる。勝てそうもない選挙区では、選出というよりは、（立候補を無理強いする——引用者）強圧的なものになる。」 Kingdom, op. cit., p.94.

なお、労働党の場合、地方選挙でも、労働組合のいわゆるスponサー・シップはある。ただし、地方選挙では、組合と立候補者とが正式の契約書を取り交すことはなく、組合の提供する選挙資金——それは地方党组织に献金される——は少額であり、こうしたスponサー・シップは、候補者がその組合の組合員であるときに限られているという。Cf. Byrne, op. cit., p. 358, fn.6.

- (6) Green は、ニューカッスル市での労働党の市議選候補の選考過程を次のように述べている。「候補者選考の責任は、各選挙区支部と市の党组织とで分有されている。選挙区支部は候補者を選べるが、市組織が作成した候補者リストのなかから選ばねばならない。……このリストにのるには自分の選挙区支部の指名を受けねばならない（ただし、どの選挙区の候補者としても選考されうる——引用者）。1人を除いて全員の指名が、当該の下院の選挙区労働党によってルーティンワークとして支持されてきていた。指名を受けた者は、市組織の執行委員会による口頭試問を受ける。それは通例選挙前年の8月に行われる。現職議員でリストにのらないことになつた者はいなかった。しかし、多くの非現職はリストにのることを認められなかつた。」 Green は、口頭試問の成績は、現職も含めて悪く、地方政治について十分な知識を持っている者は、殆んどいなかつた、と述べている。Green, op. cit., pp.29-30.

- (7) Byrne は、1976年の政府調査（いわゆる Maud 報告, *The Management of Local Government*, vol.2）にもとづいて、次のように述べている。「自分から立候補しようとしたのはごく一部の議員である。彼等の多くは、特定の問題をとり上げるために立候補しようとしたのである。3/4以上の議員が頼まれて立候補したと述べており、彼等のほとんどが、以前には地方議員になることをまったくあるいはほとんど考えていないかった、と述べている。その約1/3は政党に、1/3は個人的友人や知合に、1/3

は労働組合、宗教団体、福祉、経営者、市民団体に頼まれて立候補している。」 Byrne, op. cit., p.125.

(8) Hampton は、シェフィールドでの労働党の市議会議員選挙（定数81）の候補者選考過程について、次のように述べている。「もう12人の候補者を選出しなければならなくなつたとき、候補者リストには3人しか残っていなかつた。その場にいた党員達は、そのうち2人は候補者にはふさわしくないと考えた。」 W. Hampton, *Democracy and Community; A Study of politics in Sheffield*, 1970, p.14.

(9) Gyford は次のように述べている。「今日、現職議員が何らかの理由で再出馬をやめる自発的引退はひんぱんに起きている。」 Gyford は、その理由を、C. Rallings と M. Thrasher の研究 ('Disillusion, age and frustration' *Local government Chronicle*, 9/Oct./1981, no.5970.) に基づいて次のように述べている。「理由は幾つもあり様々ではある。しかし、そこにはまちがいなく、幻滅と高齢と欲求不満がある。……最も一般的な理由は、高齢と病気である。他の要素は、議員としての仕事に時間をとられることや、家族、社交、勤務（議員職以外の一引用者）へのマイナス、一般的な幻滅である。」 Gyford, Leach and Game, op. cit., p.60. 再出馬をとりやめた議員の40%が、地方政府や中央政府一地方政府間関係に幻滅を表明しているという。

(10) Cf. Byrne, op. cit., p.125.

また、Seyd と Whiteley の調査によると労働党の党員の中で、Fabian Society, Campaign Group, Women's Section などの党内の組織に加盟している者は、のべ20.1%である。これに対して、党外の、反核団体、グリーン・ピース、住民団体、などに加盟している党員は、のべ130.9%である。Cf. Syed and Whiteley, op. cit., p.92.

(11) 9節の註6、別表2-1, 2-2参照。

8節

(1) A. Bruce と G. Lee は、論文‘Local Election Campaigns’ (*Political Studies*, vol. xxx, no.2) のなかで、「イギリスの地方政治における選挙運動の性格と機能を研究しようとする試みはほとんどなかった」 (p.247.) と述べ、これまでの研究として下記のものを紹介している。L. J. Sharpe (ed.), *Voting in Cities*, 1967. D. M. Clark, *Greater Manchester Voters*, 1973. J. M. Bochel and D. T. Denver, ‘Canvassing, Turnout, and Party Support: An Experiment’, *British Journal of Political Science*, 1(1971), and ‘The Impact of the Campaign on the Results of Local Government Elections’, *British Journal of*

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

Political Science, 2(1972). B. Pimlott, 'Does Local Party Organization Matter?', *British Journal of Political Science*, 2(1972), and 'Local Party Organization, Turnout and Marginality', *British Journal of Political Science*, 3(1973).

- (2) Kingdom は、以下のように述べている。「今日、選挙キャンペーン（選挙期間前を含めての——引用者）は、ほとんど政党の仕事である。党員達が、リーフレットを配り、路上でのキャンペーンのために足を棒にして歩き、殺風景なホールで集会を開き、メディアに情報を提供し、広く選挙と自分達の党への関心を高めようとしている。」(Kingdom, op. cit., p.103.)
- (3) Gyford は、次のように述べている。「(地方選挙での一引用者)選挙運動そのものは、主に最も可能性のありそうな地域での使い古された型通りの戸別訪問、報筒のあて名書、リーフレット配り、投票所への運動員の配置と投票動員とといったところである。地方選では、大量のポスター、行列、集会といったものは希である。」Gyford, *Local Politics in Britain*, 1976, p.126.
- (4) 「もちろん、政党地方組織は、山なす選挙キャンペーンの決議を通過させ、選挙綱領を作り、戸別訪問を行い、ときには集会も持ち、リーフレットを配り、結果を予想する。」P. Dunleavy, *Urban Political Analysis*, 1980, p.136.
- (5) 「毎年の選挙キャンペーンは、政党地方組織にとっては、決定的に重要なものである。地方議員達は、しばしば次のように述べている。政党地方組織の第一の目的は、選挙戦を闘うことであり、この目的が組織の団結に多いに役立っている。」Bruce and Lee, op. cit., p.260.
- (6) Newton の見解は、こうした見方を代表するものである。彼は、バーミンガム市議選の分析にもとづいて、「投票率も政党の得票率も、地方的要素には、戦後の全期間を通じて影響されていない。」と結論づけた。K. Newton, *Second City Politics*, 1976, p.13.
- (7) Bruce と Lee は次のような調査結果を示している。〈有権者の態度や必要を知る上で、選挙キャンペーンは有益か〉という質問に、地方議員は次のように答えている。
- | | |
|--------------------|-----|
| いつも貴重である | 35% |
| しばしば貴重である | 27% |
| ときどき貴重である | 19% |
| ほとんど、あるいは、全く役に立たない | 19% |
- (このデータから、有権者が影響を受けたかどうかは検証されない。) Bruce 等は、彼等の調査にもとづいて、「地方政治における選挙キャンペー

ンの役割をさらに調査していく必要がある。」(Bruce and Lee, op. cit., p.261.)と結論づけている。

- (8) Cf. D. T. Denvor and G. Hands, 'Turnout and Marginality in Local Elections: A Comment', *British Journal of Political Science*, 2 (1972).
- (9) 「再び、我々は、中央の選挙マシーンが動き出すと、大きな中央集権化を見出す。選挙キャンペーンは、もっぱら、中央のメディアによって作り出されていく。ウェストミンスターの指導者が際立ち、地方の政治家は、総選挙のときの各選挙区の候補者と同じように、脇に追いやられ消えていく。」Kingdom, op. cit., p.103.
- (10) 「一般に、地方紙は、地方政治を余り重視していない。ほとんどスタッフを割り当てないか、若いスタッフだけに担当させている。」Byrne, op. cit., p.280.

9 節

- (1) 選挙人名簿に登録されていない有資格者数は、数%程度のものであるようである。ただし、近年、コミュニティー・チャージ（人頭税）の導入に伴って、登録を避ける者が増加し、約7%が登録していなかったという。CLAIR REPORT 52, p.22参照。
なお、英国市民、その他の英連邦市民、およびアイルランド共和国市民が、有権者になりうる。
- (2) Cf. D. Leonard, op. cit., p.132.
- (3) Leonard は、次のように指摘している。投票用紙に印刷されている政党名は、下院選挙のとき以上に、投票者の選択に影響を与えているであろう。というのは、下院選挙の時以上に、投票者は、候補者の名前等を知らないからである、と。Cf. Leonard, op. cit., p.149. 多くの投票者にとっては、政党名が唯一の投票の指標になっているようである。
- (4) 日本の衆議院選挙での全国の投票所総数は、約5万である。地方選挙での投票所総数も約5万である。イギリスは、約2万ではないかと思われる。
- (5) CLAIR REPORT 52 (p.22) によれば、イギリスでは、平均して約2%の有権者が郵送か代理人による投票をしているという。
- (6) 1985年の統一県議選の投票率は、41%であった。Cf. T. J. Karran and H. Byrne, *The County Council Elections in England and Wales 1985*, 1986.
投票率のデータは、この小論の(1)でも示しているが、Craig等によって整理されたデータは、別表のとおりである。F. W. S. Craig (ed.),

イギリスの地方選挙についての一考察 (2)

British Electoral Facts 1832-1987, 1989, pp.130-135.

別表1-1 TURNOUT AT LOCAL GOVERNMENT ELECTIONS
[ENGLAND] 1945-1987

1945-1972

	Counties ¹	County Boroughs	Non-County Boroughs and Urban Districts ¹	Rural Districts	London County Council ²	London Metropolitan Boroughs ³
1945	—	45.4	47.4 ⁴	—	—	35.1
1946	29.5	42.4	40.4 ⁴	45.7	26.4	—
1947	—	52.6	49.6 ⁴	36.0	—	—
1948	—	—	—	44.2	—	—
1949	42.4	52.3	48.4	49.5	40.7	38.3
1950	—	45.3	47.6	46.2	—	—
1951	—	44.3	45.5	44.9	—	—
1952	42.7	49.8	50.4	49.5	43.4	—
1953	—	45.2	48.4	47.3	—	39.9
1954	—	42.6	45.4	47.0	—	—
1955	37.0	43.6	45.0	48.2	32.4	—
1956	—	37.5	41.3	41.3	—	30.9
1957	—	39.8	43.9	45.1	—	—
1958	33.2	40.1	42.4	43.3	31.5	—
1959	—	40.8	44.2	42.0	—	32.1
1960	—	35.2	40.1	37.3	—	—
1961	35.1	40.5	41.5	42.4	36.4	—
1962	—	40.1	45.1	41.5	—	32.3
1963	—	41.2	45.9	41.2	—	—
1964	38.3 ⁵	40.3	45.7	43.3	44.2	35.7
1965	27.9 ⁶	37.6	42.7	38.2	—	—
1966	—	35.3	41.9	36.0	—	—
1967	36.9	40.1	41.9	40.7	41.1	—
1968	—	35.6	40.2	35.7	—	35.9
1969	—	35.4	40.7	36.0	—	—
1970	32.5	37.3	39.7	40.3	35.2	—
1971	—	39.1	42.2	35.7	—	38.7
1972	—	36.6	40.3	38.0	—	—

別表1-2

1973-1987

	Metro Counties	Non-Metro Counties	Metro Districts	Non-Metro Districts	Greater London Council	Greater London Boroughs
1973	37.1	42.6	33.4	38.6	37.0	-
1974	-	-	-	-	-	36.3
1975	-	-	32.7	-	-	-
1976	-	-	38.1	44.3	-	-
1977	40.2	42.3	-	-	43.4	-
1978	-	-	37.2	42.4	-	42.9
1979	-	-	74.7 ¹	76.6 ¹	-	-
1980	-	-	36.3	38.9	-	-
1981	39.5	43.7	-	-	44.4	-
1982	-	-	38.8	41.8	-	43.9
1983	-	-	42.0	45.6	-	-
1984	-	-	40.8	40.2	-	-
1985	-	41.5	-	-	-	-
1986	-	-	39.9	41.9	-	45.5
1987	-	-	44.7	47.8	-	-

TURNOUT AT LOCAL GOVERNMENT ELECTIONS [ENGLAND] 1945-1987 (Cont.)

1 Excluding London.

2 Greater London Council from 1964.

3 Greater London Boroughs from 1964.

4 Urban District Council elections were held in the spring of 1946, 1947 and 1948 but the figures of electorate and votes cast were not shown separately in so the turnout percentages for 1945, 1946 and 1947 are not completely accurate as they include the Urban District elections which took place in the following years.

5 Excluding Essex, Kent and Surrey.

6 Essex, Kent and Surrey only.

7 A Parliamentary General Election was held on the same day as the District Council elections.

8 Sources: 1945-73: *Registrar-General's Statistical Review of England and Wales, Part 2. Tables, Civil* (until 1957), *Population* (from 1958).1974-79: *Electoral Statistics* (Office of Population Censuses and Surveys).

Note: The official collection of local government election date was discontinued by the Home Office from 1979 but resumed again in 1988. From 1980 until 1987 Parliamentary Research Services collected similar date and the figures given for these years were compiled from the figures provided to PRS by Returning Officers.

別表2-1 NUMBER OF COUNCILLORS RETURNED [SUMMARY] 1945-1987
1945-1972

	England			Wales			Scotland		
	a	b	c	a	b	c	a	b	c
a: Total returned									
1945	11,546	8,338	7,3	1,067	94	8,8	1,503	170	11,3
1946	18,433	8,070	43,7	2,228	1,036	46,5	3,184	1,685	52,9
1947	6,389	1,563	24,5	460	111	24,1	3,892	194	21,7
1948	1,163	727	62,5	29	18	62,1	—	—	—
1949	21,688	9,710	44,8	2,855	1,467	51,4	3,214	1,859	57,8
1950	6,846	2,101	30,7	466	200	42,9	946	301	31,8
1951	6,746	2,296	33,0	453	192	42,4	885	317	35,8
1952	19,863	9,849	49,6	2,718	1,451	53,4	3,126	2,077	66,4
1953	8,304	2,469	39,7	472	238	50,4	899	346	38,5
1954	7,020	2,495	35,5	491	259	52,7	923	369	40,0
1955	20,603	11,233	54,5	3,047	1,901	62,4	3,193	2,226	69,7
1956	8,313	2,800	33,7	492	285	60,0	911	378	41,5
1957	6,917	2,763	39,9	482	314	65,1	918	415	45,2
1958	20,661	11,588	56,1	3,031	1,930	63,7	1,640	2,275	71,9
1959	8,312	2,728	32,8	479	264	55,1	897	387	43,1
1960	7,010	2,594	37,0	494	259	52,4	908	410	45,2
1961	20,764	11,273	54,3	3,061	1,897	62,0	3,203	2,327	72,7
1962	8,332	2,381	28,6	487	254	52,2	920	395	42,9
1963	7,082	2,130	30,1	493	220	44,6	901	314	34,9
1964	21,500	9,930	46,2	2,995	1,828	61,0	3,179	2,143	67,4
1965	6,845	2,153	31,5	490	228	46,5	958	335	35,0
1966	6,840	1,938	28,3	487	232	47,6	894	330	36,9
1967	19,710	9,271	47,0	3,029	1,646	54,3	3,148	1,972	62,6
1968	8,563	2,015	23,5	489	194	39,7	919	273	29,7
1969	6,562	1,912	29,1	491	218	44,4	930	266	28,6
1970	19,703	9,842	50,0	3,008	1,686	56,1	3,164	1,961	62,0
1971	8,387	1,830	21,8	496	217	43,8	915	300	32,8
1972	6,474	1,953	30,2	499	253	50,7	914	347	38,0

別表2-2

	England			Wales			Scotland		
	a	b	c	a	b	c	a	b	c
1973	19,875	2,149	10.8	2,098	390	18.6	3,149	2,237	71.0
1974	1,867	22	1.2	—	—	—	1,617	300	18.6
1975	806	21	2.6	—	—	—	—	—	—
1976	14,442	2,217	15.4	1,510	316	20.9	—	—	—
1977	3,816	379	9.9	577	122	21.1	1,114	247	22.2
1978	3,518	54	1.5	—	—	—	508	134	26.4
1979	13,147	2,278	17.3	1,516	396	26.1	—	—	—
1980	2,982	120	4.0	—	—	—	1,123	289	25.7
1981	3,693	123	3.3	578	122	21.1	—	—	—
1982	2,927	55	1.9	—	—	—	520	110	21.2
1983	11,190	1,383	12.4	1,268	304	24.0	—	—	—
1984	2,756	105	3.8	76	6	7.9	1,150	247	21.5
1985	3,002	61	2.0	559	145	25.9	—	—	—
1986	2,800	77	2.8	81	2	2.5	524	89	17.0
1987	9,987	791	7.9	1,232	282	22.9	—	—	—

- (7) ただし、アメリカの大統領選挙に比べればそれほど低くないし、上下両院の中間選挙に比べればいくらか高い。
- (8) 調査データによれば、自分の選挙区の下院議員の名前を知っている選挙民は、約50%である。Cf. I. Crewe, 'MPs and their constituencies in Britain: how strong are the links?', in V. Bogdanor (ed.), *Representatives of the People? 1985*, pp.44-65, and G. Heald and R. Wybrow, *The Gallup Survey of Britain*, 1986, p.78.
- (9) Widdicombe 委員会の調査データによれば、自分の選挙区の市会議員の名前を知っている選挙民は、30%である。ただし、所属政党を知っている選挙民は、54%である。Cf. *The Conduct of Local Authority Business*, vol.III, p.33.
- (10) Widdicombe 調査によれば、地域のために、地方議会は中央政府に働きかけるべき（選択肢①）か、その地域選出の下院議員に委かせるべきか（選択肢②）という質問に、回答者の61%が①を、32%が②を選んでいる。ただし、投票にいつも行く人でも、行かない人でも、余り変わらない。

①	②	Don't Know
投票にいつも行く	61%	32%
		7%

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

投票に行かない 54% 27% 19%

Cf. *ibid.*, pp. 61, 63.

サッチャー政権下で地方政府の権限が大幅に削減されたことはよく知られているところである。しかし、Widdicombe 調査によれば、〈中央政府による地方政府のコントロールを減らすべきだ〉と答えている選挙民は33%であり、46%が現状（1985年当時）を肯定し、14%は〈中央政府のコントロールをさらに強化すべきだ〉と答えている。Cf. *ibid.*, p.77. ただし、中央政府による地方議員の任命には78%が反対している。Cf. *ibid.*, p.65.

- (11) W. L. Miller は、次のように結論的に述べている。「地方選挙の投票率は、完全にではないが、ほとんど、国政上の要素に依存している。地方的動員の要素は、極めて弱い効果しか持っていない。地方政治への心理的関与はかなりの影響を持ってはいる。しかし、それ自体が国政への一般的な関与に依存している。」Miller, 'Local Electoral Behaviour' in *The Conduct of Local Authority Business*, vol. III, p.171.
- (12) 有権者の人口統計学的および社会的属性と投票率との関連については、
Cf. *The Conduct of Local Authority Business*, vol. III, pp.127-131.
たとえば、年齢では、35歳未満が27%，35-55歳未満が48%，55歳以上が57%。居住年数では、1年-10年が36%，10年以上が49%だが、1年未満は51%である。Byrne は「居住年数の短い人、とり分け新しく来た人は、地方選挙で投票しない傾向がある。」(Byrne, op. cit., p.96.) と述べており、Widdicombe 調査の居住年数についてのデータは一般的な傾向を示すものではないように思う。
- (13) データとしては古くなっているが、Fletcher は次のように述べている。地方政府の人口規模と投票率、選挙区の人口規模、これらの間には強い相関がある。(Cf. P. Fletcher, 'An Explanation of Variations in "Turnout" in Local Elections', *Political Studies*, March, 1969. p. 495.) 「投票率に関連していると思われるこの三つの要素（接戦度、自由党の候補者擁立、地方政府と選挙区の人口規模）のなかで、最も重要な要素は、人口規模である。」(*Ibid.* p.500) 「地方政府の規模よりも選挙区の規模にとり分け関連している。」(*Ibid.* p.502)
- (14) Cf. Byrne, op. cit., p.96.
- (15) Butler と Stroke は、1963年の調査にもとづいて次のように述べている。「政党間の競争として行われた地方選挙では、投票者の圧倒的多数が彼等の（中央）政党の選好にしたがって、投票していた。……さらに、5分の4が、この地方選挙には特別な争点はないと言えたが、残りの5分の1は、地方政治の争点というよりは国政上の争点を争点として上げた。」

Butler and Stroke, Political Change in Britain, 1975, pp.40-44.

Byrne は、以下のように述べている。「正しくか誤ってか、有権者は、地方党組織と党本部とを同一視し、選挙の度ごとに地方的争点を無視して、党への盲目的忠誠心から投票したり、中央政府の行動の反応として、地方党組織の中から支持政党（候補者）を選び出す。……かくして、地方選挙は、ミニ総選挙となる。」 Byrne, op. cit., p.117.

Widdicombe 報告も、こうした従来の見方を裏付けるものとなっている。「有権者を全体としてみると 5 分の 4 以上が、自分達の中央政党の選好にしたがって投票している。……自分の中央政党の選好に反して投票する人は少い。しかし、一部の人は、支持政党を持っていないし、また、一部の人は、自分の支持政党以外の候補者に投票している。……地方選挙では、地方的争点あるいは、党ではなく人で選んでいるとしている人でさえも、少くともその 3 分の 2 はまさに自分の支持政党にしたがって投票しており、自分の支持政党に反して投票している人は 10 分の 1 にすぎない。」 Miller, op. cit., p.172.

(16) Gyford は、1979年の同日選挙を分析して以下のように述べている。

「換言すれば、これらの（異党派投票をした——引用者）有権者は、投票を求められている二つのタイプの選挙で異なる考慮を働かせている。地方議員の選挙では、彼等は明らかに、各政党の地方での実績、大きな地方的争点での各党の立場、各議員の人柄や実績を考慮にいれている。」 Gyford, op. cit., (1989) p.252. ただし、Gyford が、異党派投票についての、数量的データそのものを示している訳ではない。しかし、彼の見解は、従来とは明らかに異なるものになっている。かれは、1976年に出版した著作の中では、以下のように述べている。「一般的に言って、地方選挙は、国政の流れを反映したものであるというのは正しいと思われる。……したがって、地方議員の選挙は、地方の問題について地方議員の責任を問う工夫としては機能していない。」 Gyford, Local Politics in Britain, p.132.

Gyford の1983年の著作のなかでの1979年同日選挙での異党派投票の分析は、Wallerの調査データにもとづいている。Waller は以下のように述べている。「農村部では、地方選挙と下院選挙との（投票政党の——引用者）相関は余り高くないことは疑いない。詳細な調査結果は、無党派の候補者が強い支持をひきつけていることを示している。……候補者の個人的人気（の投票への影響——引用者）も、かなりの程度で、農村部での異党派投票によって示されている。一方の選挙の候補者が、同じ選挙区で、他の選挙の同じ党の候補者の 2 倍の票をとることも珍しくない。」 R. Waller, ‘The 1979 Local and General Elections in England and Wales: Is

イギリスの地方選挙についての一考察（2）

There a Local/National Differential?" *Political Studies*, vol. XXVIII No.3(1980), p.445. ただし、Wallerは、都市部では、異党派投票が少いことを指摘している。

- (17) RallingsとThrasherは、地方選挙の投票を、三つのレベルから考察している。一つは、国政上の争点についての態度表明および（中央）政党への支持表明としての投票である。二つは、その地方議会の総選挙としての投票である。つまり、地方政府レベルでの争点についての態度表明および地方政党組織への支持表明としての投票である。三つは、その選挙区での争点や政党支部ないし候補者個人への支持表明としての投票である。「地方的争点や関心は、その地方議会の領域全体においても、また、各選挙区においても、投票に影響しうる。近年の総選挙でのイギリス政治の『非国政化 denationalization』として述べられていることの全てが、より以上に、地方選挙の領域に当てはまる。」Colin Rallings and Michael Thrasher, 'Exploring Uniformity and Variability in Local Electoral Outcome: Some Evidence from English Local Election 1985-1991.' *Electoral Studies* (1993) 12: 4. pp.380-381.